

第8回湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会報告

日時：令和5年6月15日（木） 15:00～16:30

場所：彦根市役所5階5-1 および5-2 会議室

本協議会は、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、湖東圏域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を、総合的かつ一体的に推進するための協議を行う場として設置しています。

1. 開 会

■会長代理の滋賀県 流域政策局 山崎局長の挨拶

近年の水害の頻発化と激甚化に伴い、毎年のように全国各地で豪雨災害が発生しております。6月の初めにも線状降水帯が発生し、東海地方や四国地方等で被害が発生しました。滋賀県におきましても、昨年7月以降各地で大雨に見舞われました。とりわけ、8月4日から5日にかけて発生した大雨により、長浜市の高時川で氾濫が発生し、家屋や農地、土木施設等で被害が生じたところです。



本協議会の取組方針では、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施することにより、「水害・土砂災害に強い地域」を目指す』ことを目標としており、委員の皆様が取組を進めていただいているところです。

本日は、市・町・国・県の行政機関に加え、学識者の方にも御出席いただいております。水害・土砂災害の防止について皆さまと一緒に考え、今後の取組につなげてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2. 議 事

(1) 協議会規約の改正

湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約（改正案）について、事務局より説明があり、案のとおり承認されました。

(2) 令和4年度の取組報告

取組方針に基づき令和4年度に実施された取組について、各機関より報告がありました。

質疑応答・意見交換

- 避難確保計画を作ることができない施設にこそ、どういう特別なケアが必要か考えなくてはいけない。こうした施設の課題に対応することが大事。避難することが難しい方々が、きちんと命をつなぐことができるような計画づくりをするという、本来の意味をくみとり、対応いただければありがたい。個別避難計画も同様である。作成率を上げることだけが目的ではなく、うまくできていないところや難しいところを共有いただき、どうすればうまくできそうかを考えないと、作成率は上がっても、うまくいっていないといったようなことになるので、気を付けていただきたい。防災士の方や、色んな資格を持っておられる地域の方に協力いただいて進めるのは非常にいいことだと思う。ぜひその精神を大事にして進めていただければと思う。(多々納教授)
- 避難場所については、数だけでなく容量も考えると、これから指定が困難なこともあるかと思う。日本全国にある指定緊急避難場所の位置と、人口分布、寺の位置との関係を調べたところ、徒歩での移動限界である2 km圏内に水害を対象とした指定緊急避難場所は無いが、寺はあるという人が日本全国で大体300万人くらいいることがわかった。公共施設とか民生施設以外にも、寺などを避難場所として考えるというのも1つのオプションではないかという印象を持った。地域特性もあるので一般論としては言えないかもしれないが、情報共有させていただく。(堀教授)
- 多機関連携型タイムラインについて、様々な機関が連携して作成してはどうか。県もサポートしてくれると思うので、一緒に作成すると、隣の市町の行動も分かり、やりやすいと思う。検討されてはどうか。(多々納教授)
- 基礎調査により、土砂災害警戒区域が変更になることもある。基礎調査が済んだら、どの辺りの場所が新たに制限がかかりそうなのかが分かるので、基礎調査の情報は公開されるのか確認したい。(多々納教授)
- ⇒ 基礎調査が済んだところから、区域指定前でも情報はホームページで随時出していくので、そういった情報を今後の協議会でも共有させていただきたい。(滋賀県砂防課)
- ネック地点見合いの基準降雨量でダムでの事前放流をするというのが分かりにくい。また、SISIPADで事前放流が通知されるとのことだが、電話連絡がないと心配もある。(多々納教授)
- ⇒ 流出計算の結果、ネック地点で溢れ出す降雨量を基準降雨量と定めている。ネック地点は単に流下能力が小さいだけでなく、住宅や工場等がある場所を選択している。次

に、システムを使った通知に気づかないのではという指摘については、SISIPADで受信された市町の方が確認ボタンを押すことにより、ダム管理事務所で確認されたことを把握できる。いつまでも未確認である場合は、電話で確認することになっている。(滋賀県水源地域対策室)

- 洪水対応ホットラインに、ネック地点と水位の記載がある。各市町が避難情報を出すに当たって確認する数字だと思うが、ネック地点の水位と、水位観測所の水位との関係が資料からは分からないと思うので、説明してほしい。(多々納教授)
- ⇒ 例えば、彦根市の洪水対応ホットラインにおいて、御幸橋水位観測所での水位が3.10mに達した場合に、このネック地点の堤防天端から溢水が始まるというように確認いただきたい。(滋賀県流域治水政策室)
- 御幸橋の水位が3.10mを越えたら、東近江市今町で溢れるかもしれないと思って見ていただくという表である。これは毎年確認いただくのがよい。水位計が離れていてうまく数値が合わないのではと思うのであれば、もっとデータを集められるように水位計を追加する方法を考えればよいと思うし、ネック地点に対してダムがどれだけ貢献するかなど気になるところも詰めていけばよいと思う。(多々納教授)

(3) 取組方針の改定

湖東圏域の取組方針(改定案)について、事務局より説明があり、案のとおり承認されました。

(4) その他情報提供

① 令和4年大雨時の各市町対応状況について

令和4年大雨時の各市町の対応状況について、事務局より情報提供がありました。

② 豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果について

豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果について、事務局より情報提供がありました。

③ 防災気象情報の改善

防災気象情報の改善について、彦根地方气象台より情報提供がありました。

④ 近畿市町村災害復旧相互支援機構

近畿市町村災害復旧相互支援機構について、琵琶湖河川事務所より情報提供がありました。

3. 閉 会

以上